

2 民間給与関係資料

令和3年職種別民間給与実態調査の概要

この報告の基礎となった東京都人事委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的及び時期

この調査は、一般職の職員（公営企業職員を除く。）の給与を検討するため、令和3年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

東京都人事委員会、人事院、特別区人事委員会及び道府県市人事委員会

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の都内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類に分類された 10,875 事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

- (ア) 農業，林業
- (イ) 漁業
- (ウ) 鉱業，採石業，砂利採取業
- (エ) 建設業
- (オ) 製造業
- (カ) 電気・ガス・熱供給・水道業
- (キ) 情報通信業
- (ク) 運輸業，郵便業
- (ケ) 卸売業，小売業
- (コ) 金融業，保険業
- (サ) 不動産業，物品賃貸業
- (シ) 学術研究，専門・技術サービス業
- (ス) 宿泊業，飲食サービス業
- (セ) 生活関連サービス業，娯楽業
- (ソ) 教育，学習支援業
- (タ) 医療，福祉
- (チ) 複合サービス事業
- (ツ) サービス業（中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）

イ 調査対象職種

54 職種（うち初任給関係職種 12 職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 事業所の抽出

上記(3)のアに記載した調査対象事業所を、産業、規模等によって層化し、これらの層から 1,230 事業所を無作為に抽出選定した。

イ 従業員の抽出

調査事業所において、初任給関係職種以外の調査職種に該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は、全て除外した。

ウ 調査実人員

55,758 人（うち初任給関係職種 5,299 人）

第 10 表 産業別、企業規模別調査完了事業所数

産 業	企 業 規 模					
	規 模 計	3,000 人以上	1,000 人以上 3,000 人未満	500 人以上 1,000 人未満	100 人以上 500 人未満	100 人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
農 業 ， 林 業 ， 漁 業	0	0	0	0	0	0
鉱 業 ， 採 石 業 ， 砂 利 採 取 業 、 建 設 業	59	8	10	15	18	8
製 造 業	173	47	28	36	51	11
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 、 情 報 通 信 業 、 運 輸 業 、 郵 便 業	186	19	30	29	76	32
卸 売 業 ， 小 売 業	124	16	16	19	61	12
金 融 業 ， 保 険 業 、 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	59	23	7	9	17	3
教 育 ， 学 習 支 援 業 、 医 療 ， 福 祉 ， サ ー ビ ス 業	146	23	21	16	59	27
計	747	136	112	124	282	93

- (注) 1 上記のほか、調査に際し、規模等が調査の対象外であることが判明した事業所等が483事業所あった。
 2 産業は、日本標準産業分類の大分類項目である。ただし、「サービス業」については、同大分類項目の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第 11 表 民間における定期昇給の実施状況

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	81.2 %	78.9 %	21.0 %	7.6 %	50.3 %	2.3 %	18.8 %
課 長 級	69.9 %	68.3 %	14.8 %	6.2 %	47.3 %	1.6 %	30.1 %

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第 12 表 民間における家族手当の支給状況

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	13,171 円
配 偶 者 と 子 1 人	19,900 円
配 偶 者 と 子 2 人	26,409 円

(注) 家族手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額、配偶者については6,000円（行政職給料表（一）4級等の職員は3,000円）、子については、1人につき9,000円である。

なお、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、1人につき4,000円が加算される。

第 13 表 民間における在宅勤務手当の支給状況

その 1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務手当を		在宅勤務を 実施していない
	支給する	支給しない	
83.2 %	(25.1 %)	(74.9 %)	16.8 %

(注) () 内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その 2 在宅勤務手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
24.7 %	75.3 %

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第 14 表 民間における冬季賞与の配分状況

区 分	一定率(額)分	考課査定分
役職段階 係 員	49.6 %	50.4 %
課 長 級	45.7 %	54.3 %
部長級(非役員)	44.3 %	55.7 %

第 15 表 民間における特別給（賞与）の支給状況

企業規模		規模計		
			1,000人以上	1,000人未満
項目				
平均所定内給与月額	下半期	402,381 円	426,776 円	380,909 円
	上半期	404,488 円	429,867 円	381,897 円
特別給の支給額	下半期	884,138 円	1,028,396 円	749,397 円
	上半期	911,874 円	1,062,393 円	764,529 円
特別給の支給割合	下半期	2.20 月分	2.41 月分	1.97 月分
	上半期	2.25 月分	2.47 月分	2.00 月分
	年間計	4.45 月分	4.88 月分	3.97 月分

(注) 下半期とは令和2年8月から令和3年1月まで、上半期とは令和3年2月から7月までの期間をいう。
備考 職員の場合、現行の年間支給月数は4.55月である。

第 16 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給月額

職 種	区 分	学 歴	企 業 規 模			
			規 模 計	1,000 人以上	100 人以上 1,000 人未満	100 人未満
新 卒 事 務 員	{	大 学 卒	213,379	216,687	213,198	202,790
		短 大 卒	184,802	* 181,826	185,801	—
		高 校 卒	180,099	179,437	* 175,129	x
新 卒 技 術 者	{	大 学 卒	214,827	218,536	214,089	211,897
		短 大 卒	195,171	* 198,026	* 193,518	* 195,200
		高 校 卒	178,560	* 172,510	181,702	* 172,265
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	{	大 学 卒	213,821	217,171	213,459	207,102
		短 大 卒	190,118	190,527	188,920	* 195,200
		高 校 卒	179,092	176,717	180,054	* 179,957
新 卒 研 究 員		大 学 卒	* 222,063	* 222,121	x	—
新 卒 研 究 補 助 員	{	短 大 卒	—	—	—	—
		高 校 卒	—	—	—	—
新 卒 大 学 助 教		大 学 卒	—	—	—	—
新 卒 高 等 学 校 教 諭		大 学 卒	—	—	—	—
新 卒 船 員		海 上 技 術 学 校 卒	* 186,156	—	—	* 186,156

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「x」は調査事業所が1事業所、「*」は調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第 17 表 企業規模別、職種別平均給与額等

その1 全 職 種

事務・技術関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
		歳	円	円	円	
支 店 長		52.4	788,386	787,485	901	構成員50人以上の支店（社）の長
事 務 部 長		52.1	739,366	737,351	2,015	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職
事 務 部 次 長		50.7	674,753	672,228	2,525	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
事 務 課 長		48.5	626,026	616,023	10,003	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
事 務 課 長 代 理		44.2	571,112	505,719	65,393	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）
事 務 係 長		42.2	523,882	433,805	90,077	係の長及び係長級専門職
事 務 主 任		39.4	406,044	347,553	58,491	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）
事 務 係 員		35.6	348,836	298,377	50,459	
工 場 長		53.0	685,431	685,431	0	構成員50人以上の工場の長
技 術 部 長		52.1	723,164	718,749	4,415	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職
技 術 部 次 長		51.4	626,654	622,481	4,173	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
技 術 課 長		48.7	583,525	570,654	12,871	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
技 術 課 長 代 理		47.6	518,036	487,206	30,830	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）
技 術 係 長		45.8	491,096	408,846	82,250	係の長及び係長級専門職
技 術 主 任		41.6	440,229	362,593	77,636	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）
技 術 係 員		33.7	368,704	302,113	66,591	

(注) 1 「きまって支給する給与」、「所定内給与」には、通勤手当を含まない（第17表において同じ。）。

2 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう（第17表において同じ。）。

3 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう（第17表において同じ。）。

4 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう（第17表において同じ。）。

研究関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
研 究 所 長		55.0	733,000	733,000	0	構成員50人以上の所の長
研 究 部 (課) 長		54.5	674,051	673,801	250	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
研 究 室 (係) 長		54.5	625,824	625,151	673	構成員3人以上の室(係)の長
主 任 研 究 員		50.2	536,222	519,834	16,388	下記研究員より上位の者
研 究 員		46.2	470,822	421,433	49,389	
研 究 補 助 員		38.6	318,834	299,296	19,538	

教育関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
大 学 学 長		66.1	956,106	956,106	0	
大 学 副 学 長		60.1	806,761	806,761	0	
大 学 学 部 長		60.9	752,290	752,290	0	
大 学 教 授		57.6	689,861	689,861	0	
大 学 准 教 授		50.5	592,582	591,328	1,254	
大 学 講 師		48.1	488,031	485,920	2,111	
大 学 助 教		42.8	494,944	494,944	0	
高 等 学 校 校 長		55.7	820,088	783,838	36,250	
高 等 学 校 教 頭		55.9	706,940	703,647	3,293	
高 等 学 校 主 幹 教 諭		50.0	550,369	534,337	16,032	
高 等 学 校 指 導 教 諭		—	—	—	—	
高 等 学 校 教 諭		43.9	559,083	550,747	8,336	

海事関係職種〔規模計〕

職 種	区 分 平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
		きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
船 長 ・ 機 関 長	47.3	755,707	755,707	0	
一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	51.5	617,435	442,421	175,014	
二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	34.6	489,039	337,865	151,174	
三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	29.0	550,953	344,013	206,940	
運 航 士	—	—	—	—	
甲 板 長 ・ 操 機 長	—	—	—	—	
甲 板 手 ・ 操 機 手	39.3	462,032	283,610	178,422	
甲 板 員 ・ 機 関 員	27.0	488,664	291,886	196,778	

技能・労務関係職種〔規模計〕

職 種	区 分 平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
		きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
電 話 交 換 手	—	—	—	—	見習、外国語の電話交換手を除く。
自家用乗用自動車運転手	54.1	586,091	369,479	216,612	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
守 衛	60.0	404,900	404,900	0	
用 務 員	56.4	226,541	217,144	9,397	

その2 公民給与比較の対象職種

事務・技術関係職種〔1,000人以上〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
		歳	円	円	円	
支 店 長		51.9	873,515	872,266	1,249	構成員50人以上の支店（社）の長（5級）
事 務 部 長		52.6	773,876	771,991	1,885	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（5級）
事 務 部 次 長		51.4	717,105	715,741	1,364	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（5級）
事 務 課 長		48.7	653,546	643,223	10,323	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（4級）
事 務 課 長 代 理		42.4	612,744	539,585	73,159	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）
事 務 係 長		41.8	542,161	442,887	99,274	係の長及び係長級専門職（3級）
事 務 主 任		39.6	423,782	358,871	64,911	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（2級、一部は3級）
事 務 係 員		36.0	357,768	304,185	53,583	（1級）
工 場 長		54.3	720,428	720,428	0	構成員50人以上の工場の長（5級）
技 術 部 長		53.2	765,591	762,585	3,006	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（5級）
技 術 部 次 長		52.1	677,112	674,649	2,463	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（5級）
技 術 課 長		49.6	607,566	595,438	12,128	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（4級）
技 術 課 長 代 理		47.8	517,104	482,576	34,528	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）
技 術 係 長		46.6	509,289	419,642	89,647	係の長及び係長級専門職（3級）
技 術 主 任		42.5	461,671	371,307	90,364	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（2級、一部は3級）
技 術 係 員		34.6	396,709	320,210	76,499	（1級）

（注）「備考」欄の（ ）内は、行政職給料表（一）の対応級である（第17表その2において同じ。）。

事務・技術関係職種〔100人以上1,000人未満〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
		歳	円	円	円	
支 店 長		53.4	622,634	622,410	224	構成員50人以上の支店（社）の長（4級）
事 務 部 長		51.4	687,292	685,447	1,845	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（4級）
事 務 部 次 長		49.8	626,211	623,465	2,746	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（4級）
事 務 課 長		48.4	567,328	559,330	7,998	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（3級）
事 務 課 長 代 理		48.3	481,610	432,009	49,601	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）
事 務 係 長		43.3	476,843	412,139	64,704	係の長及び係長級専門職（2級）
事 務 主 任		39.0	388,744	336,534	52,210	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（1級、一部は2級）
事 務 係 員		34.9	338,788	291,987	46,801	（1級）
工 場 長		50.5	614,615	614,615	0	構成員50人以上の工場の長（4級）
技 術 部 長		49.9	629,884	623,062	6,822	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（4級）
技 術 部 次 長		50.9	582,650	575,808	6,842	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（4級）
技 術 課 長		47.5	548,510	533,678	14,832	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（3級）
技 術 課 長 代 理		47.2	523,475	502,082	21,393	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）
技 術 係 長		43.7	446,492	382,618	63,874	係の長及び係長級専門職（2級）
技 術 主 任		39.4	387,024	336,564	50,460	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（1級、一部は2級）
技 術 係 員		32.9	344,699	287,454	57,245	（1級）

事務・技術関係職種〔50人以上100人未満〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
支 店 長		歳	円	円	円	構成員50人以上の支店（社）の長（4級）
事 務 部 長		49.2	592,429	585,308	7,121	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（4級）
事 務 部 次 長		49.5	536,393	521,083	15,310	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（4級）
事 務 課 長		45.9	481,535	459,194	22,341	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（3級）
事 務 課 長 代 理		40.6	454,088	427,780	26,308	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）
事 務 係 長		43.9	380,681	334,715	45,966	係の長及び係長級専門職（2級）
事 務 主 任		40.3	330,495	299,150	31,345	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（1級、一部は2級）
事 務 係 員		35.8	319,471	277,911	41,560	（1級）
工 場 長		—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長（4級）
技 術 部 長		48.3	612,528	600,838	11,690	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（4級）
技 術 部 次 長		49.7	571,667	571,623	44	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（4級）
技 術 課 長		44.4	463,585	451,813	11,772	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（3級）
技 術 課 長 代 理		46.4	478,097	452,720	25,377	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）
技 術 係 長		42.3	376,702	338,709	37,993	係の長及び係長級専門職（2級）
技 術 主 任		39.2	401,499	368,043	33,456	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（1級、一部は2級）
技 術 係 員		31.7	298,044	251,250	46,794	（1級）